

岩手県告示第270号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において読み替えて準用する同法第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の登録に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は 氏名	事業者の住所	事業所の名称		事業所の所在地	変更しようとする 年月日
		変更前	変更後		
社会福祉法人石鳥 谷会	花巻市石鳥谷町好 地第14地割10番地	特別養護老人ホー ムいしどりや荘	特別養護老人ホー ムいしどりや荘（ 従来型）	花巻市石鳥谷町好 地第14地割10番地	平成26年4月1日